

第 11 回教育委員会会議

令和 5 年 8 月 1 日
午後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第70号

審査請求に対する裁決案について

議案 第 70 号

審査請求に対する裁決案について

標題について、次に掲げる事案に関する審査請求について、後記「3 審査庁としての裁決案」のとおり裁決する。

1 事案の概要

令和2年3月2日、審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成27年度の人事監察委員会教職員分限懲戒部会に諮るために決裁を受けた処分案と、教育委員会会議に諮るために決裁を受けた処分案が違う案件についての2つの処分案の決裁文書の公開請求があった。

教育委員会は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を特定したうえで、本件文書のうち、「処分案、処分事由、処分内容、量定の考え方その他処分内容を類推しうる情報（人事監察委員会の意見を含む。以下「本件非公開情報」という。）」を大阪市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第5号に該当するものとして「非公開」と判断し、条例第10条第1項に基づき、同年3月16日付けで部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

この決定に対し、請求人から教育委員会に対し、令和2年4月7日に本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）がなされたことから、審査庁である教育委員会が、第三者機関である大阪市情報公開審査会に諮問を行った。

2 本件決定の取消し及び本件請求に係る新たな公開決定

教育委員会は、本件決定において公開しないこととした部分のうち、公開請求日である令和2年3月2日時点において、教育委員会会議の議事録に掲載されることにより公にされていた部分について、請求人が審査請求書において主張するとおり、公開することとした。

令和5年3月1日付け大市教委第3364号により、本件決定の取消決定（以下「本件取消決定」という。）を行うとともに、公開請求日である令和2年3月2日時点において、教育委員会会議の議事録として掲載されていた本件委員意見及び本件処分案等を新たに公開するため、令和5年3月1日付け大市教委第3365号により、部分公開決定を行った。

3 審査庁としての裁決案

教育委員会（処分庁）は、本件請求について、前記「1 事案の概要」のとおり、本件請求に係る公文書については、条例第7条第1号及び同条第5号に該当するとして、本件決定を行った。

しかしながら、審査請求の趣旨を踏まえて請求内容をあらためて確認したところ、公開されている教育委員会会議の議事録においては、本件非公開情報が公開されていることが判明したため、前記「1 事案の概要」のとおり本件取消決定を行うとともに、新たに部分公開決定を行ったものである。

本件審査請求は、本件決定を取り消し、本件請求に係る公文書の公開を求めるものであるが、大阪市情報公開審査会における審理を経る前に、教育委員会（処分庁）が本件取消決定を行ったことにより、審査請求の利益がなくなっており、本件審査請求は不適法なものであることが明らかである。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、教育委員会は、審査庁として、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、本件審査請求を却下する。

4 裁決書

別紙のとおり

<参考>

「情報公開請求」

大阪市情報公開条例に基づき、市政運営の透明化などを図るため、市民等を問わず、誰もが本市の公文書の公開請求ができる制度

「決定の種類」

- ① 公開決定
- ② 部分公開決定
- ③ 非公開決定
- ④ 不存在による非公開決定

「審査請求」

行政庁が行った処分に関し、行政庁に不服を申し立てることができる制度（不服申立制度、国・地方に共通）

「教育委員会における審査請求の流れ」 ※第三者機関に諮問を行うもの

【第三者機関からの答申を得て裁決する場合】

- ① 審査請求人からの申し立て（審査請求）
- ② 処分担当課から第三者機関（情報公開審査会など）への諮問
- ③ 第三者機関からの答申
- ④ 処分担当課が裁決案を起案し、審査庁である教育委員会へ諮問
- ⑤ 処分担当課から裁決書を送付

【審理手続きを経ないです却下裁決の場合】 ※本件審査請求の場合

- ① 審査請求人からの申し立て（審査請求）
- ② 処分担当課から第三者機関（情報公開審査会など）への諮問
- ③ 処分担当課が裁決案を起案し、審査庁である教育委員会へ諮問
- ④ 処分担当課から第三者機関への諮問を取下げ
- ⑤ 処分担当課から裁決書を送付

大阪市情報公開条例（抄）

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等並びに大阪市住宅供給公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2)－(4) 省 略

- (5) 本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア－ウ 省 略

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 省 略

- (6)－(7)

(公開請求に対する措置等)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し市長が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

(審査会への諮問等)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに大阪市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

行政不服審査法(抄)

(審理手続を経ないでする却下裁決)

第24条 前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、次節に規定する審理手続を経ないで、第45条第1項又は第49条第1項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。

2 審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなときも、前項と同様とする。

(処分についての審査請求の却下又は棄却)

第45条 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

- 3 審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

裁決書

審査請求人

処 分 庁

審査請求人が令和2年4月7日に提起した処分庁による大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。)第10条第2項の規定に基づく部分公開決定(決定通知書の文書番号:大市教委第5285号。以下「本件決定」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

1 公開請求

審査請求人は、令和2年3月2日、条例第5条に基づき、処分庁に対し、「2015年度の人事監察委員会教職員分限懲戒部会にはかるために、決裁を受けた処分案と教育委員会会議にはかるために決裁を受けた処分案が違う案件についての2つの処分案の決裁文書」を求める公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 本件決定

当庁は、本件請求に係る公文書を、「大阪市人事監察委員会への案件の付議について(平成27年8月10日決裁)」、「教職員の懲戒処分について(平成27年8月20日決裁)」及び「教職員の懲戒処分について(平成27年9月3日決裁)」と特定した上で、「(1)被処分者である教職員の所属、氏名、生年月日、及び性別その他私事に関する情報、(2)ア人事監察委員の自宅住所、イ人事監察委員の印影及び署名、(3)人事監察委員の意見のうち、処分案、処分事由、処分内容、量定の考え方その他処分内容を類推しうる情報(以下「本件委員意見という。）」、(4)処分案、処分事由、処分内容、量定の考え方その他処分内容を類推しうる情報(以下「本件処分案等」という。))」を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

条例第7条第1号に該当

(説明)

上記(1)及び(2)アの情報については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

上記(2)イの情報については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる形状や記述により特定の個人を識別できるものであり、氏名は公にする慣行があるが、署名及び印影まで公にする慣行はないため、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウにも該当しないため。

条例第7条第5号に該当

(説明)

上記(3)の情報については、本市の服務事務に関する情報であって、公にすることにより、人事監察委員の意見が明らかとなり、人事監察委員が率直な意見を述べられなくなる他、人事監察委員への働きかけ等が行われ、今後の人事監察委員の業務に影響をきたすことから、服務事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

上記(4)の情報については、本市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、令和2年4月7日、本件決定を不服として、処分庁に対して、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行服法」という。)第4条第1号の規定に基づき本件審査請求を行った。

4 本件決定の取消し及び本件請求に係る新たな公開決定

処分庁は、令和5年3月1日付け大市教委第3364号により、本件決定の取消決定(以下「本件取消決定」という。)を行うとともに、公開請求日である令和2年3月2日時点において、教育委員会会議の議事録として掲載されていた本件委員意見及び本件処分案等を新たに公開するため、令和5年3月1日付け大市教委第3365号により、部分公開決定を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

2020年3月16日付部分公開決定通知書の「公開しないこととした部分」のうち、本件委員意見及び本件処分案等の公開を求める。

(2) 審査請求の理由

(経過)

教職員の懲戒処分の決定の仕方について知りたいと思い、2020年3月2日、大阪市教育局に「2015年度の人事監察委員会教職員分限懲戒部会にはかるために決裁を受けた処分案と教育委員会会議にはかるために決裁を受けた処分案が違ふ案件についての二つの処分案の決裁文書」の公文書公開請求を行った。2020年3月16日付の部分公開決定通知書を同年3月18日受け取ったが、実際に部分公開文書を郵送で受け取ったのは、同年3月28日である。

部分公開文書は、「大阪市人事監察委員会への付議について(平成27年8月10日決裁)」「教職員の懲戒処分について(平成27年8月20日決裁)」「教職員の懲戒処分について(平成27年9月3日決裁)」の3種類の決裁文書であった。それらは、「民族クラブ活動室内にあったギターを私的に使用し、紛失した件」で小学校教諭を懲戒処分にした案件についての人事監察委員会教職員分限懲戒部会にはかるための決裁文書と教育委員会会議にはかるための決裁文書であった。教育委員会会議にはかるための決裁文書が2種類あるのは、この案件が継続審議になり、教育委員会会議で二度審議されたためで、決裁文書の内容自身はほぼ同じものである。

人事監察委員会教職員分限懲戒部会にはかるための決裁文書の処分の「量定案」は「(墨塗り)懲戒処分として(墨塗り)」で、教育委員会会議にはかるための決裁文書の「処分内容」は「(墨塗り)懲戒処分として(墨塗り)」でまったく同じものであった。二つの文書の処分量定が違ふということも確かめることができない公開文書だった。また、教育委員会会議にはかるための決裁文書には、人事監察委員会教職員分限懲戒部会にはかるための決裁文書から処分案を変更する根拠として、人事監察委員三人の意見書がついていたが、判断にかかわる部分はすべて墨塗りであったため、処分量定を変えた理由もわからなかった。

一方、この案件にかかわる教育委員会会議(2015年8月25日平成27年第20回教育委員会会議と2015年9月8日平成27年第22回教育委員会会議)議事録からは、初めの教育委員会事務局案は「減給10分の1、6か月」だったが、人事監察委員会教職員分限懲戒部会3人の委員のうち弁護士委員2人から「重すぎる」という意見があったので、「減給10分の1、3か月」にした経過がわかります。

また、対象のギターが学校所有のものであるのか、誰かの私物であるのかということや、ギターを置き忘れたとされるお店との共謀の可能性等が検討されていることがわかる。処分量定を決定する際の評価の着眼点や手法もわかる。教育委員会会

議事録で公開されている内容が、教育委員会事務局の公開文書で非公開とされ、公文書公開の目的を果たしていないことが問題である。教育委員会事務局の非公開基準がおかしいからだと思う。

以上より、2020年3月16日付部分公開決定通知書の「公開しないこととした部分」のうち、「(3)人事監察委員の意見のうち、処分案、処分事由、処分内容、量定の考え方その他処分内容を類推しうる情報」と「(4)処分案、処分事由、処分内容、量定の考え方その他処分内容を類推しうる情報」の公開を求める。

理由

行政不服審査法に基づく不服申立制度は、国民の権利・利益の救済を図ることを主眼としたものであり、行政庁の処分に対し不服申立てをすることができる者は、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消し等によってこれを回復すべき法律上の利益を持つものに限られる（最高裁判所昭和53年3月14日判決）。

したがって、当該処分により自己の権利利益が侵害されるおそれがない場合や、処分の取消し等により回復すべき法律上の利益がない場合には、不服申立適格を欠く不適法な審査請求として却下すべきこととなる。

処分庁は、本件請求について、前記「事案の概要」の2のとおり、本件請求に係る公文書については、条例第7条第1号及び同条第5号に該当するとして、本件決定を行った。

しかしながら、審査請求の趣旨を踏まえて請求内容をあらためて確認したところ、公開されている教育委員会会議の議事録においては、本件非公開情報が公開されていることが判明したため、前記「事案の概要」の4のとおり本件取消決定を行うとともに、新たに部分公開決定を行ったものである。

本件審査請求は、本件決定を取り消し、本件請求に係る公文書の公開を求めるものであるが、処分庁が本件取消決定を行ったことにより、審査請求の利益がなくなっており、本件審査請求は不適法なものであることが明らかである。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行服法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 年 月 日

審査庁
大阪市教育局
教育長 多田 勝哉

公印

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、

裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。